

(2) 2026年3月1日投稿分から適用

現 行 (2026年2月28日まで)	改 正
<p>1. ～3. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>12. (略)</p> <p>13. (略)</p> <p>14. (略)</p> <p>15. (略)</p> <p>16. (略)</p> <p>17. (略)</p> <p>18. (略)</p> <p>19. (略)</p>	<p>1. ～3. (略)</p> <p>4. <u>ヒトを対象にした研究は、世界医師会総会 (World Medical Assembly) にて承認されたヘルシンキ宣言の精神に則るとともに、文部科学省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年6月30日施行) に従って行われなければならない。これに該当する場合には、倫理審査委員会等で承認されたことと承認番号を、審査不要と決定された場合においてはその旨および決定の年月日を材料および方法に明記する。</u></p> <p><u>(例) 本研究は、〇〇大学研究倫理審査委員会の承認を受けて実施した (承認番号0010-0148)。</u></p> <p><u>尚、施設内審査委員会が存在しない場合は、1)2013年改訂版のヘルシンキ宣言に準拠していること、2)個人が特定できる情報を削除もしくは匿名化している匿名加工情報としてデータを取得していること、3)研究対象者に対して適切なインフォームドコンセントを行い、研究への参加は研究対象者の自由意志で行われていることをそれぞれ明記し、編集委員会の求めがあれば研究対象者の同意書を示す事が可能であることを要する。</u></p> <p>5. (略)</p> <p>6. (略)</p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p> <p>9. (略)</p> <p>10. (略)</p> <p>11. (略)</p> <p>12. (略)</p> <p>13. (略)</p> <p>14. (略)</p> <p>15. (略)</p> <p>16. (略)</p> <p>17. (略)</p> <p>18. (略)</p> <p>19. (略)</p> <p>20. (略)</p>

2025年9月1日改定（改定日以降に投稿受付した原稿から適用）

2026年3月1日改定（改定日以降に投稿受付した原稿から適用）